

## 理容所の開設等に関する基準

項目	基準等	根拠
理容師	理容師の免許でなければ、理容を業としてはならない。 理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、当該理容所（当該理容所における理容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者（以下「管理理容師」という。）を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が第2項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。	法6条 法11条の4
理容所	常に清潔に保つこと。 施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。 ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。 理容の作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。	法12条1号 管理要領
床、腰板	床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。	規26条1号
床面積	理容の業務を行う一作業室の床面積は、13㎡以上であること。 面積は、内法により測定する。	条4条1号
いすの台数	一作業室に置くことができる理容いすの数は、一作業室の床面積が13㎡の場合は3台までとし、3台を超えて置く場合の床面積は、13㎡にいす1台を増やすごとに4.9㎡を加えた面積以上とすること。	条4条2号
作業室 作業場	作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入させないこと。 作業場と待合所は、明確に区分されていること。 作業場内に従業者専用の手洗い設備を設けること。	条4条3号 管理要領
消毒設備	消毒設備を設けること。 作業場には、適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること。	法12条2号 管理要領
洗場	洗場は流水装置とすること。 洗場は、流水装置とし、給湯設備を設けること。	規26条2号 管理要領
格納設備	消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。	条4条4号
毛髪箱・汚物箱	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。	規26条3号
採光・照明	採光、照明及び換気を充分にすること。	法12条3号
換気	採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。 換気 理容所内の空気1L中の炭酸ガスの量を5cm <sup>3</sup> 以下に保つこと。	規27条1号 規27条2号
その他	理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。	条4条5号
器具の消毒	裏面参照	規25条

< 凡例 > 法...理容師法 規...理容師法施行規則 条...理容師法施行条例（墨田区条例）  
管理要領...理容所及び美容所における衛生管理要領(昭和56年6月1日環指第95号)

(H25.11)

## 衛生管理基準

項目	基準等	根拠
作業衣の着用等	(1) 白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。 (2) 顔面作業の際はマスクを使用すること。 (3) 身体は常に清潔に保つこと。	条3条1号 条3条2号 条3条3号
器具、布片等の取扱い	(1) 皮膚に接する布片及び器具は清潔に保つこと。 (2) 皮膚に接する布片は客1人ごとに取り替え、皮膚に接する器具は客1人ごとに消毒すること。 (3) 首巻き及び枕当てに紙製品を用いる場合は客1人ごとに廃棄すること。 (4) 客用の被布は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。 (5) 消毒済の器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。 (6) てい毛用のカップその他客の皮膚に接しない器具で、客1人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。 (7) 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つこと。	法9条1号 法9条2号 条3条4号 条3条5号 条3条6号 条3条7号 条3条9号

### 器具の消毒

皮膚に接する器具は、客1人ごとに消毒すること。（法9条2号）

器具を十分に洗浄した後、次の区分に応じ、いずれかの方法により行う。（規25条）

(1) かみそり(専ら頭髪を切断する用途に使用するものを除く。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものの消毒（規25条1号）

種類	消毒方法
煮沸	沸騰後、2分間以上煮沸する。
エタノール	エタノール水溶液（エタノールが76.9%～81.4%）中に10分間以上浸す。
次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上の水溶液中に10分間以上浸す。

(2) (1)以外の器具の消毒（規25条2号）

種類	消毒方法
紫外線	1cm <sup>2</sup> あたり85マイクロワット以上の紫外線を20分間以上照射する。 (紫外線が直接当たらないと消毒効果がないため、器具を重ねて置かない。ハサミ、かみそりは開いて置くこと。)
煮沸	沸騰後、2分間以上煮沸する。
蒸気	80℃を超える湿熱に10分間以上触れさせる。
エタノール	エタノール水溶液（消毒用アルコール）中に10分間以上浸す。又は消毒用アルコールを含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく。
次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上である水溶液中に10分間以上浸す。
逆性石けん	逆性石けん水溶液（逆性石けんが0.1%以上）中に10分間以上浸す。 (普通石けんとの混用は逆性石けんの消毒力を弱めるので、普通石けんを使用の時は十分水洗いしてから行う。)
グルコン酸クロルヘキシジン	グルコン酸クロルヘキシジン水溶液（グルコン酸クロルヘキシジンが0.05%以上）中に10分間以上浸す。
両性界面活性剤	両性界面活性剤水溶液（両性界面活性剤0.1%以上）に10分間以上浸す。

皮膚に接する器具とは

クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具(ロッド、ヘア・アイロン等)（規24条）